

小平市国民健康保険条例の一部改正（案）の概要

1 改正の理由

地方税法等の改正によるもの。

2 改正の内容

(1) 国民健康保険税の課税の特例を規定する附則の改正

(3 項、6 項、7 項、11 項)

(2) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を規定する附則の

改正 (13 項)

規定の整備

- ・ 規定を削る (旧 7 項、旧 8 項、旧 9 項、旧 11 項)
- ・ 規定の繰上げ (旧 10 項→8 項、旧 12 項→9 項、旧 13 項→10 項、旧 14 項→11 項、旧 15 項→12 項、旧 16 項→13 項)

項番号	改正内容	施行期日
3 項	「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う改正	平成 29 年 1 月 1 日
6 項	「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を「一般株式等に係る譲渡所得等」の分離課税と「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴う改正	
7 項	「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を新設したことに伴う規定の新設	
(旧 7 項)	規定を削る	
(旧 8 項)	規定を削る	
(旧 9 項)	規定を削る	
8 項 (旧 10 項)	規定の繰上げ	
(旧 11 項)	規定を削る	
9 項 (旧 12 項)	規定の繰上げ	
10 項 (旧 13 項)	規定の繰上げ	
11 項 (旧 14 項)	「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う改正 規定の繰上げ	
12 項 (旧 15 項)	規定の繰上げ	
13 項 (旧 16 項)	引用条文の変更 規定の繰上げ	